

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)

(環境省 7 - ⑬)

施策名	目標 5－1 基盤的施策の実施・国際的取組										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター		
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 8年 9月
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023～2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 生物多様性国家戦略2023～2030（令和5年3月31日閣議決定）第1部等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	1	生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	－	－	－	－	90%			－
2	生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合	56%	R4年度	60%	R12年度	－	－	－	－	58.0%	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	△
3	衛星植生図の整備割合	0%	R7年度	100%	R11年度	－	－	－	20%	40%	60%	80%	自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。	○
4	生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。	△
5	生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合	74%	R元年度	90%	令和7年度	－	－	－	90%	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030（基本戦略3）における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため。 ※経団連自然保護協議会の企業の生物多様性への取組に関するアンケート	△
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							達成		
6	生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		－		生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。							○	
7	生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善		－		生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。							○	

結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>(指標1、指標2、指標5) ・令和4年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、令和7年7月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を踏まえ、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。 <衛星植生図の整備割合> 生物多様性保全施策の基盤情報となる衛星植生図について、令和7年度から令和11年度までの5年間で全国整備をおこない、令和12年度に全国分を一斉公開する予定。 <生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合> ・生物多様性地域戦略については、未策定の市区町村において実行性のある地域戦略の策定が進むよう、令和5年度に改定した手引きを活用しながら、引き続き、技術的支援を行う。 <生物多様性保全に係る国際的取組の状況> 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献する。 ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)総会。 ・生物多様性条約締約国会議、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約の補助機関会合等。 <生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施> ・引き続き、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030について、実施状況の点検・評価を実施し、結果等を踏まえて各種施策の取組を改善するとともに、必要な情報を収集・整備・提供していく。		
		【測定指標】	<生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合> 「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としており、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げているため、適切な測定指標であると考えられる。 <生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合> 「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、指標の一つとして設定しており、引続き、生物多様性の主流化及び国民や企業等を対象とした行動変容に向けた取組・検討を実施する上で適切な測定指標であると考えられる。 <衛星植生図の整備割合> 生物多様性保全施策の基盤情報となる衛星植生図について、着実に実施できていることから指標を変更しない。 <生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合> 生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根差した様々な取組・努力に支えられていることから、地方公共団体の主体的な取組状況を図る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向けて、引き続き、技術的支援を行う。 <生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合> 生物多様性国家戦略2023-2030(基本戦略3)における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、情報開示に取り組む大企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため、引き続き経団連自然保護協議会が実施する「企業の生物多様性への取組に関するアンケート」における情報開示に関する割合を指標として設定し、継続して開示支援等を行う。(目標年限も令和12年(2030年)まで延長する)。 <生物多様性保全に係る国際的取組の状況> 「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、日本としての世界目標への貢献も含めて総合的に評価することが望ましい。 <生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施> 「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」から変更しない。生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていること等から、適切な指標設定と考えられるため。 また、政策評価に関する有識者会議意見を踏まえ、令和8年度以降「身近な生き物を含む生物調査に係る件数」を指標として追加する。		
		学識経験を有する者の知見の活用	・令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、身近な生き物について指標化してほしい旨のご指摘があったことを受け、令和8年度事前分析では「身近な生き物を含む生物調査に係る件数」を指標として追加する。	SDGs目標との関係	【主な目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・生物多様性国家戦略2023-2030 ・生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028(JBO4:Japan Biodiversity Outlook 4) に向けた中間提言 ・生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価 ・生物多様性条約第7回国別報告書		【副次的効果が期待される目標】		
			・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策(NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。		